

香流橋一丁目地域

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区香流橋一丁目

【最初の認可】 平成21年5月19日 【最近の認可年月日】 平成21年5月19日 【認可番号】 21指令住建指第21号

【有効期間】 令和元年5月19日 より 10年間

【用途地域】 第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域

【制限の概要】

1 次の各号に定める建築物の建築及びこれらの用途への変更はしてはならない。

① ホテル又は旅館(委員会がラブホテルと認定した場合に限る。)

② ポルノショップ、大人のおもちゃ屋、ビデオルーム、レンタルルームその他これらに類するピンク産業施設で、住居の清純な環境を害する恐れがあり、委員会が指定したもの

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含まれます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。